

平成26年4月
堺市契約課

登録しようとする業種に係る1年以上の営業に係る取扱いの変更について

本市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタントの入札参加資格登録においては、堺市契約規則第3条第1号の規定に基づき、登録を希望する事業者の1年以上の営業実績を審査していますが、その審査方法について下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1 変更内容

入札参加資格登録における資格審査の申請の際に確認している、登録しようとする業種に係る1年以上の営業の確認について、工事にあつては希望する業種に係る営業実績、測量・建設コンサルタントにあつては、希望する業種に係る各規定や法律に基づく営業実績を確認していますが、より一層の競争性を確保する観点から、登録要綱別表第1（建設工事）、別表第2（測量・建設コンサルタント）のそれぞれの区分のうち、いずれかの業種の営業実績を確認するものとします。

2 変更時期

平成26年4月1日からの申請に適用します。

参考（堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱 抜粋）

別表第1（第2条、第5条、第6条関係）

区分	業種	必要な許可	
建設工事	土木工事	土木工事業	
	建築工事	建築工事業	
	電気工事	電気工事業	
	管工事	管工事業	
	舗装工事	舗装工事業	
	造園工事	造園工事業	
	配水管工事	水道施設工事業又は管工事業	
	その他工事		大工工事業
			左官工事業
			とび・土工工事業
			石工事業
			屋根工事業
			タイル・れんが・ブロック工事業
			鋼構造物工事業
			鉄筋工事業
			しゅんせつ工事業
			板金工事業
			ガラス工事業
			塗装工事業
			防水工事業
			内装仕上工事業
			機械器具設置工事業
			熱絶縁工事業
			電気通信工事業
			さく井工事業
			建具工事業
	水道施設工事業		
	消防施設工事業		
	清掃施設工事業		

別表第2（第2条、第5条、第6条関係）

区分	業種	必要な登録
測量・建設コンサルタント	建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定に基づく登録
	測量業務	測量法第55条第1項の規定に基づく登録
	地質調査業務	地質調査業者登録規程第2条第1項の規定に基づく登録
	補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定に基づく登録
	建築設計業務	建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録
	設備設計業務	営業上必要とする登録等
	造園設計業務	